

(裏面)

個人番号(マイナンバー)が記載された書類を提出する際の 「本人確認」について

個人番号が記載された書類を提出する際には、第三者による「なりすまし」などを防止するため、法律に基づき、「本人確認(番号確認と身元確認の両方)」をいたします。

つきましては、本紙「私立幼稚園園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書」とご一緒に、表面下部で自署した保護者様本人の①、②の書類を郵送してください。

①番号確認について

以下のいずれかで確認を行います。

(1)「個人番号カード」の写し(両面)

個人番号カードについては、1枚で番号確認と本人確認が可能です。

(2)「個人番号通知カード」

記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致しているときは番号確認書類として利用可能です。

記載事項の変更手続きは令和2年5月25日に廃止されましたので、それ以降に氏名、住所等の変更がある場合は、(3)の個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書をご提出ください。

(3)「個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書」

※上記書類をお持ちでない場合は、当該年度1月1日時点の住所地で発行する「住民税課税(非課税)証明書」をご提出ください。

②本人確認について

Aに記載のあるものから1つ、またはBに記載のあるものを2つで確認を行います。

A.一点で確認可能なもの(顔写真付の公的証明書)	
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・パスポート(旅券)・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(愛の手帳)	<ul style="list-style-type: none">・戦傷病者手帳・在留カード・特別永住者書証明書・顔写真表示のその他身分証明書(学生証、社員証等)・顔写真表示の資格証明書等(税理士証票、船員手帳等) <p style="text-align: right;">等</p>

B.二点で確認可能なもの(顔写真表示なしの身分証明書)	
<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し	<ul style="list-style-type: none">・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・公的機関が発行した証明書等(生活保護受給者証等) <p style="text-align: right;">等</p>